

令和6年度市民税・県民税申告の手引き 津島市

この申告書はあなたの市民税・県民税額を正しく算出する基礎となるものです。また、この申告は所得課税(非課税)証明書の発行にあたっての資料となりますので、必ず期限までに提出してください。

○申告書受付日程表

場 所	期 間	時 間
市 役 所 4階大会議室	2月16日(金)～ 3月15日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時
神 守 支 所	2月16日(金)～ 2月27日(火)	午前9時～11時 午後1時～4時 ※2月27日は午前のみ受付
神 島 田 連 絡 所	2月28日(水)～ 3月1日(金)	午前9時～11時 午後1時～4時 ※3月1日は午後3時まで受付

※申告相談は**事前予約制**です(インターネットでの予約にご協力ください)。市政のひろば2月号や市ホームページをご覧ください。
※各会場とも、土・日曜日や祝日は受付しません。
※各種感染症の影響などにより、申告会場を閉鎖・縮小する場合があります。
※上記期間外では、市・県民税の申告に限り市役所2階税務課窓口(開庁時間に限る)にて受付します。

○申告書の提出について

申告書は市ホームページからも作成できます。会場内の混雑をさけるため郵送等での提出にご協力ください。
一郵送に際してのご注意
・氏名、電話番号等必要事項を記入してください。
・給与所得や公的年金所得等の源泉徴収票を、添付してください。
また、源泉徴収票の内容に控除等を追加する場合は控除証明書等の原本を添付してください。添付のない場合は受付できません。
なお、添付していただいた書類は返却いたしません。
・身分証明書及び個人番号カード(通知カード)の写しを同封してください。
・申告書の控え等が必要な場合は、返信用封筒を同封してください。
・申告会場入口または税務課窓口を設置する申告書受付箱への投函も可能です。

○納税の方法

市民税は、県民税とあわせて納税することとされています。納税の方法には普通徴収、給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の三つの方法があります。

普通徴収	市役所から送付する納税通知書(納付書)によって、納税義務者が、税額を年4回に分けて納めます。 【納期】6月・8月・10月・翌年1月の末日
給与からの特別徴収	会社などの給与支払者(特別徴収義務者)が、税額を6月から翌年5月までの年12回に分けて、毎月の給与支払の際に、納税者の給与から差し引き、納税者に代わって納めます。 【納期】徴収した月の翌月10日まで
公的年金からの特別徴収	厚生労働大臣等の公的年金支払者(特別徴収義務者)が、年金支給の際、納税者の年金から差し引き、納税者に代わって納めます。 【納期】仮徴収:4月・6月・8月の翌月10日まで 本徴収:10月・12月・翌年2月の翌月10日まで

問い合わせ先・申告書提出先

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地
津島市役所 税務課 市民税グループ
TEL:0567-24-1111 内線:2203-2204

4 所得から差し引かれる金額

⑮生命保険料控除

一般生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料それぞれについて下表のとおり計算した金額の合計(合計適用限度額70,000円)

契約の区分	支払保険料の金額	生命保険料控除額
①新契約 (平成24年1月1日以降に締結)	12,000円以下	支払保険料の金額
	12,000円超 32,000円以下	支払保険料の金額×1/2+6,000円
	32,000円超 56,000円以下	支払保険料の金額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円
②旧契約 (平成23年12月31日以前に締結)	15,000円以下	支払保険料の金額
	15,000円超 40,000円以下	支払保険料の金額×1/2+7,500円
	40,000円超 70,000円以下	支払保険料の金額×1/4+17,500円
	70,000円超	35,000円
③両方ある場合	①と②の合計額(限度額28,000円)と②で計算した金額のいずれか大きい方の金額	

⑯地震保険料控除

保険料の区分	支払保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険契約に係るもの	50,000円以下	支払保険料の金額×1/2
	50,000円超	25,000円
②長期損害保険契約に係るもの(平成18年末日までに締結した契約のみ対象)	5,000円以下	支払保険料の金額
	5,000円超 15,000円以下	支払保険料の金額×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
③両方ある場合	①と②それぞれ計算した金額の合計額(上限25,000円)	

☆所得控除額一覧表

⑰寡婦控除	260,000円	
⑱ひとり親控除	300,000円	
⑲勤労学生控除	260,000円	
⑳障害者控除(注)1	特別障害者	300,000円
	その他の障害者	260,000円
	同居の特別障害者	530,000円
㉑扶養控除(注)2	満70歳以上の人	同居の直系尊属 450,000円 その他の人 380,000円
	満23歳～69歳の人	330,000円
	満19歳～22歳の人	450,000円
	満16歳～18歳の人	330,000円
㉒基礎控除	P2を参照してください	

(注)1 障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合であっても適用を受けることができます。

(注)2 満70歳以上
(昭和29年1月1日以前に生まれた人)
満23歳～69歳
(昭和29年1月2日から平成13年1月1日までの間に生まれた人)
満19歳～22歳
(平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人)
満16歳～18歳
(平成17年1月2日から平成20年1月1日までの間に生まれた人)
※16歳未満(平成20年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません。

㉒配偶者控除および㉓配偶者特別控除

	配偶者の合計所得金額		居住者の合計所得金額		
			900万円以下	900万円超 950万円超	950万円超 1,000万円以下
㉒配偶者控除	70歳未満	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	70歳以上		38万円	26万円	13万円
㉓配偶者特別控除	48万円超 100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下		3万円	2万円	1万円	

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円超の場合は控除対象外です。

☆別表① 給与所得金額の計算方法

給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
551千円未満	0円	1,628千円以上 1,800千円未満	A×2.4+10万円
511千円以上 1,619千円未満	収入金額-55万円	1,800千円以上 3,600千円未満	A×2.8-8万円
1,619千円以上 1,620千円未満	1,069,000円	3,600千円以上 6,600千円未満	A×3.2-44万円
1,620千円以上 1,622千円未満	1,070,000円	6,600千円以上 8,500千円未満	収入金額×0.9-110万円
1,622千円以上 1,624千円未満	1,072,000円	8,500千円以上	収入金額-195万円
1,624千円以上 1,628千円未満	1,074,000円		

Aは給与収入金額÷4(千円未満端数切捨)で算出した額

◎所得金額調整控除

(1)給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する方は所得金額調整控除が適用されます。

- ①年齢23歳未満の扶養親族を有する居住者
- ②本人が特別障害者である居住者
- ③特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する居住者

※また、申告書裏面の「16 所得金額調整控除に関する事項」に必要事項を記入してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	説明	生年月日	期・大取・申告	特別障害者に該当する場合	別の場合の住所
氏名					
個人番号					

控除額

[給与収入金額(限度額:1,000万円)-850万円]×10% 【最大15万円】

控除方法

「給与所得の金額」から控除する。

(2)給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える方は、所得金額調整控除が適用されます。

控除額

給与所得の金額(10万円を限度)+公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)-10万円

控除方法

「給与所得の金額」から控除する。

☆別表② 公的年金等所得金額の計算方法

年齢区分	公的年金等収入金額	公的年金等所得金額
年齢65歳以上 (昭和34年1月1日以前に生まれた人)	330万円以下	収入金額 -110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額 ×0.75-27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額 ×0.85-68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額 ×0.95-145万5千円
	1,000万円超	収入金額 -195万円5千円
	130万円以下	収入金額 -60万円
年齢65歳未満 (昭和34年1月2日以後に生まれた人)	130万円超	収入金額 ×0.75-27万5千円
	410万円以下	収入金額 ×0.85-68万5千円
	770万円超	収入金額 ×0.95-145万5千円
	1,000万円以下	収入金額 -195万円5千円
	1,000万円超	収入金額 -195万円5千円
	1,000万円超	収入金額 -195万円5千円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え、2,000万円以下の場合には一律10万円、2,000万円を超える場合には、一律20万円所得金額が上がります。

○申告をしていただく方

令和6年1月1日現在津島市に居住し、次に該当する方です。

- 1 営業、農業による所得や、不動産、利子、配当、譲渡、退職(源泉徴収分を除く)、山林などの所得があった方
- 2 給与所得者で、次に該当する方
(1)勤務先から「給与支払報告書」が市へ提出されていない方
(2)給与所得以外にも所得があった方(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市民税・県民税は申告する必要があります。)
- 3 公的年金所得者で、年間の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下である方
- 4 源泉徴収票に記載された各種控除と異なる控除(扶養控除、医療費控除等)を受けようとする方

※令和5年中に所得がなかった方でも、国民健康保険、後期高齢者医療保険にご加入の方、福祉医療をご利用の方は、この申告書の提出があれば減額の算定等の資料になります。

※次の方は申告の必要がありません。

- ① 税務署に令和5年分の確定申告書を提出する(した)方
- ② 前年中給与以外の所得がなく、勤務先から津島市役所に給与支払報告書が提出された方(提出されているかどうか不明の方は勤務先の給与担当者に確認してください。)

○所得税の確定申告の手続きが必要な方

所得税が源泉徴収されている方(例:給与所得者、年金所得者等)で所得金額に変更がある場合(例:扶養控除の変更、医療費控除の申告、給与所得以外(公的年金所得の方は公的年金所得以外に20万円超の所得)を有する等)は確定申告による手続きとなります。

また、自営業の方でも所得税額の発生等がある場合は確定申告をしていただくこととなりますのでご注意ください。

○申告書の提出期限

令和6年3月15日(金)

○申告に必要なもの

- 1 市民税・県民税申告書
 - 2 個人番号カード(通知カード)、身分証明書
 - 3 給与所得者、年金所得者は源泉徴収票
 - 4 営業等、事業をしている方は、収入・経費等のわかるもの
 - 5 各種領収書または証明書等
- ※ 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は前年中の控除証明書、医療費控除を受ける方は医療費控除の明細書または医療費通知等、社会保険料控除を受ける方は国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料等の納付額証明書や確認書等

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料
国民健康保険税、国民年金の掛金、後期高齢者医療保険料などの社会保険料があなたが支払った、または給与・年金から差し引かれた金額を記入してください。 ※納付額証明書や確認書等が必要です。

⑮生命保険料
生命保険料控除の対象となる生命保険料とは、生命保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「一般の生命保険料」といいます。)、個人年金保険契約等に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「個人年金保険料」といいます。)及び介護医療保険契約に基づいて支払った保険料や掛金(これらを「介護医療保険料」といいます。)です。ただし、その支払った保険料や掛金が控除の対象とされるためには、保険金の受取人のすべてが本人又は親族となっている必要があります。

※証明書が必要です。

⑯地震保険料
居住者等(生計を一にする配偶者やその他の親族を含む)の所有する居住用家屋・生活用動産(例:住宅、マンション、家財など)を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金(地震保険料)を支払った場合と、平成18年末日までに締結した長期損害保険料について、控除の対象になります。

※証明書が必要です。

⑰寡婦
ひとり親に該当せず、次のいずれかに当てはまる人です。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいる場合は対象となりません。
Ⅰ 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人
Ⅱ 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人

⑱ひとり親
婚姻をしていないこと又は配偶者の生死の明らかでない人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人です。
Ⅰ 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと
Ⅱ 生計を一にする子がいること(総所得金額等が48万円以下)
Ⅲ 合計所得金額が500万円以下であること

⑲勤労学生
あなたが勤労学生で合計所得金額が75万円以下の場合です。ただし自己の勤労によらない所得が10万円をこえる場合は除かれます。
※証明書が必要です。

⑳障害者
あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で心身に障がいのある人は記入してください。
※障害者手帳等の提示が必要です。

㉑配偶者
あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者(内縁は含みません)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下である。
・あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者の欄にレ点を記入してください。

㉒配偶者特別
あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者の令和5年中の合計所得が48万円超から133万円以下である。

㉓扶養
あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族(年の途中で死亡した場合も含まれます。)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下である人
・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。

16歳未満の扶養親族(控除対象外)
あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族(年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。)で、令和5年中の合計所得金額が48万円以下である人

㉔基礎控除 あなたの合計所得金額に応じて基礎控除額は変わります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円
2,500万円超	適用なし

㉕雑損
資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に、その損失額を所得額から控除するものですが、その控除額は次の算式で計算されます。

$$\text{令和5年中の損害金額} - \text{保険金等で補てんされる額} - \text{所得金額の合計額} \times 10\% = \text{控除額}$$

※災害とは震災、風水害、その他の自然現象の異変による災害や害虫、害獣、その他の生物による異常な災害が対象になります。
※証明書が必要です。

※控除額についてはP3「4. 所得から差し引かれる金額」を参照してください。

○申告書の書き方

令和「6」年度の申告です。

令和6年度分 市民税申告

必ず住所・氏名・電話番号・個人番号を記入してください。

(宛先) 津島市長	現住所 津島市立込町2丁目2番地	業種又は職業 小売業	電話番号 24-1111
提出年月日 令和6年1月1日現在	同上	個人番号 1234 5678 9012	
フリガナ ツジマ タロウ	生年月日 25 6 1	世帯主の氏名 津島 太郎	続柄 本人
氏名 津島 太郎			

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	源泉徴収票のとおり	451,120	円
	介護保険料	145,800	円
	国民年金	95,600	円
	合計	692,520	円

⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	158,600	円
	新個人年金保険料の計	120,000	円
	介護医療保険料の計	87,000	円
	合計	365,600	円

⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	30,000	円
	旧長期損害保険料の計	20,000	円

⑰～⑲ 寡婦控除、配偶者特別控除、ひとり親控除、勤労学生控除

⑰ 寡婦控除 ⑱ 勤労学生控除 (学校名)

⑲ 配偶者特別控除 ひとり親控除

⑲ 死別 生死不明 ひとり親 離婚 未婚

⑳ 障害者控除

1 氏名 ツジマ イロウ 障害の程度 身体3 級度

個人番号

2 氏名

障害の程度

個人番号

㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

配偶者 氏名 ツジマ ハナコ 生年月日 20・10・31 合計所得金額 0円

個人番号 234567890123

㉓ 扶養控除

1 氏名 ツジマ イロウ 生年月日 明・大 昭・平 30・0・1 同居・別居の区分 同居 別居 続柄 父子

個人番号

控除額 33万円

2 氏名

生年月日 明・大 昭・平 同居・別居の区分 同居 別居 続柄

個人番号

控除額

16歳未満の扶養親族(控除対象外)

1 氏名 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 別居 続柄

個人番号

控除額

2 氏名 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 別居 続柄

個人番号

控除額

3 氏名 生年月日 平・令 同居・別居の区分 同居 別居 続柄

個人番号

控除額

㉕ 雑損控除

損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の名称

損害金額 円 円

支払った医療費 円 円

278,000 円 0 円

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

㉖ 医療費

生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費を支払った場合には、次の算式で計算される控除額が、所得金額から控除されます。

令和5年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 - 10万円が所得金額の合計額の5%とのいずれか少ない金額 = 控除額

(セルフメディケーション税制を選択した場合※区分の□に「1」と記入)

令和5年中に支払った医療費 - 保険金等で補てんされる額 - 12,000円 = 控除額

1 収入金額

事業	営業等	ア	5,000,000
	農業	イ	
不動産		ウ	
利子		エ	
配当		オ	
給付	与力	カ	2,000,000
	公的年金等	キ	1,500,000
雑業	務	ク	
	その他	ケ	
短期		コ	
長期		サ	
一時		シ	

2 所得金額

事業	営業等	①	500,000
	農業	②	
不動産		③	
利子		④	
配当		⑤	
給付	与力	⑥	1,220,000
	公的年金等	⑦	400,000
雑業	務	⑧	
	その他	⑨	
		⑩	
総合譲渡・一時		⑪	
合計		⑫	2,120,000

4 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	⑬	692,520
小規模企業等	⑭	
生命保険料控除	⑮	70,000
地震保険料控除	⑯	25,000
寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
勤労学生控除	⑲～㉑	260,000
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	380,000
扶養控除	㉓	330,000
基礎控除	㉔	430,000
⑬～㉔までの計	㉕	2,187,520
雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗	178,000
合計	㉘	2,365,520

給与と所得及び公的年金に係る所得以外の所得のある場合はどちらかにレ点をつけてください。

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

1 収入金額

営業等 製造業、販売業、飲食業、サービス業、卸売業、小売業等の営業などから生ずる所得や外交員、大工、左官、日雇などから生ずる所得

農業 稲作、野菜栽培、養蚕、家畜の飼育などから生ずる所得

不動産 地代、家賃、貸室、貸ガレージ、建物の権利金、謝礼金、借地権、地役権の更新料などの所得

利子 公社債の利子、預貯金の利子、貸付信託の分配金から生ずる所得

配当 株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配等から生ずる所得

給与 俸給、給料、賃金、賞与などの所得

雑「公的年金等」 厚生年金、国民年金、恩給などの所得

雑「業務・その他」 原稿料、印税、公演料、貸金利子、郵便年金、生命保険年金などの所得

総合譲渡 土地建物等以外の資産を譲渡した所得
(ア)短期:取得してから5年以内に譲渡した場合
(イ)長期:取得してから5年を超えて譲渡した場合

一時 賞金、競馬、競輪の払戻金、生命保険等の満期返戻金などの一時的な所得

2 所得金額

ア ① 収入金額ー必要経費＝所得金額
※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。

イ ② 収入金額ー必要経費＝所得金額
※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。

ウ ③ 収入金額ー必要経費＝所得金額
※申告書裏面「7事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。

エ ④ 収入金額＝所得金額

オ ⑤ 収入金額ー株式などの元本取得のため要した負債の利子＝所得金額

カ ⑥ 収入金額ー給与所得控除額＝所得金額(P3別表①参照)
※事業主の発行する源泉徴収票を添付してください。
源泉徴収票がない場合は申告書裏面「6給与所得の内訳」へ記入してください。

キ ⑦ 公的年金等収入金額ー公的年金等控除額＝所得金額(P3別表②参照)※源泉徴収票を添付してください。
※遺族年金、障害年金等は非課税年金ですので記載しないでください。

クケ ⑧・⑨ 収入金額ー必要経費＝所得金額

コ ⑩ A 収入金額ー資産の取得価額などの経費ー特別控除＝所得金額
B 収入金額ー資産の取得価額などの経費ー特別控除)×1/2＝所得金額

シ ⑪ C (収入金額ー必要経費ー特別控除)×1/2＝所得金額

⑪ A+B+C＝所得金額

○寄附をした方(申告書裏面「15」寄附金に関する事項の書き方)

15 寄附金に関する事項

都道府県、市町村	①	円
住所地の共同募金、日赤支部分	②	
条例指定分	都道府県	③
	市区町村	

※下記「控除対象寄附金」に対応する番号欄に寄附した額を記入してください。

☆控除対象寄附金

- ① 都道府県・市区町村に寄附したもの、また、東日本大震災等の火災義援金として日本赤十字社、中央共同募金会等に寄附したもの。
- ② 愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部に寄附したもの(東日本大震災等の災害義援金は除く。)
- ③ 津島市の条例で指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人(認定NPO法人及び特例認定NPO法人)、学校法人等に寄附したもの。(注)1
- ④ 津島市の条例で指定した特定非営利活動法人で、認定NPO法人及び特例認定NPO法人以外のNPO法人に寄附したもの。(注)2

(注)1 ③の条例指定の法人等に寄附した場合は、寄附金額を「都道府県」欄、「市区町村」欄両方へ記載してください。
(注)2 ④のNPO法人へ寄附した場合は、記入せず、税務課市民税グループまでご連絡ください。申告に必要な書類をお送りします。

※ 申告の際は寄附団体からの受領書などの添付が必要です。

分離課税等用の申告書や、申告書裏面「15寄附金に関する事項」の「寄附金税額控除申告書(二)」が必要な方は、お手数ですが、市役所税務課市民税グループまでご連絡ください。申告書をお送りいたします。